

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年4月21日

杉並区長 田 中 良

杉並区条例第15号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和53年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1 区民集会所の部杉並区立西荻南区民集会所の項中「杉並区西荻南三丁目5番23号」を「杉並区西荻北一丁目9番5号」に改める。

別表第3（1）杉並区立西荻南区民集会所の部を次のように改める。

杉並区立 西荻南区 民集会所	第1集会室	800円	500円	500円	200円
	第2集会室	1,400円	900円	900円	300円
	第1レクリエーション室	2,500円	1,600円	1,600円	600円
	第2レクリエーション室	2,500円	1,600円	1,600円	600円

別表第3（1）備考及び付記4を削り、同表（2）備考を削り、同表（2）付記を次のように改める。

付記 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる利用料金を徴収する。

附 則

- この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、次項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例別表第3（1）に規定する杉並区立西荻南区民集会所の施設の使用の承認その他のこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のよ

うに改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 別表第2(11) 杉並区立西荻南児童館の項の規定の適用については、当分の間、同項中「700円」とあるのは、「300円」とする。

別表第2(11) 杉並区立下高井戸児童館の項の次に次のように加える。

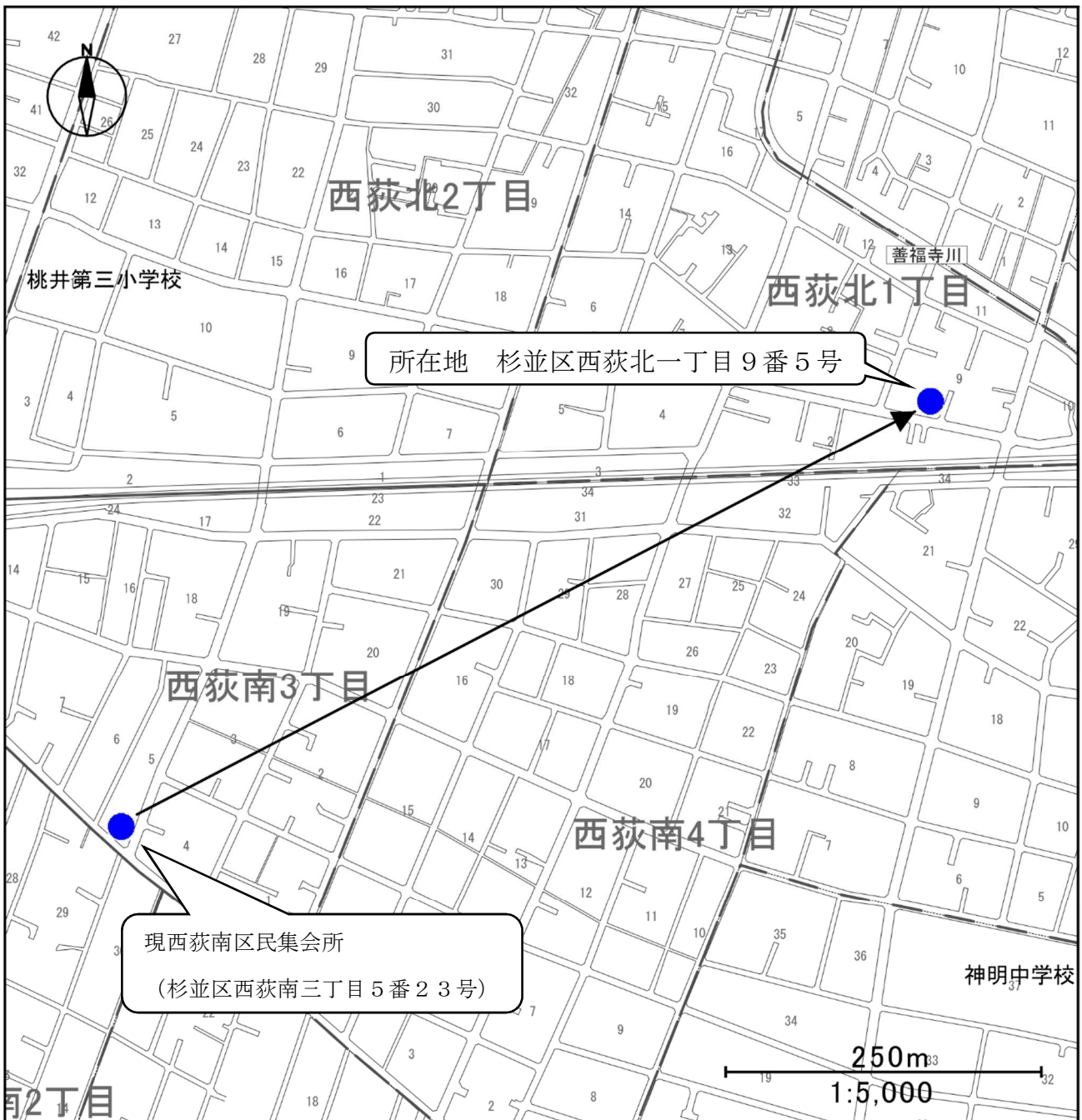
杉並区立 西荻南児 童館	遊戯 室	洋室	101.9				700円	
--------------------	---------	----	-------	--	--	--	------	--

別表第2(11) 付記4中「及び杉並区立下高井戸児童館」を「、杉並区立下高井戸児童館及び杉並区立西荻南児童館」に改める。

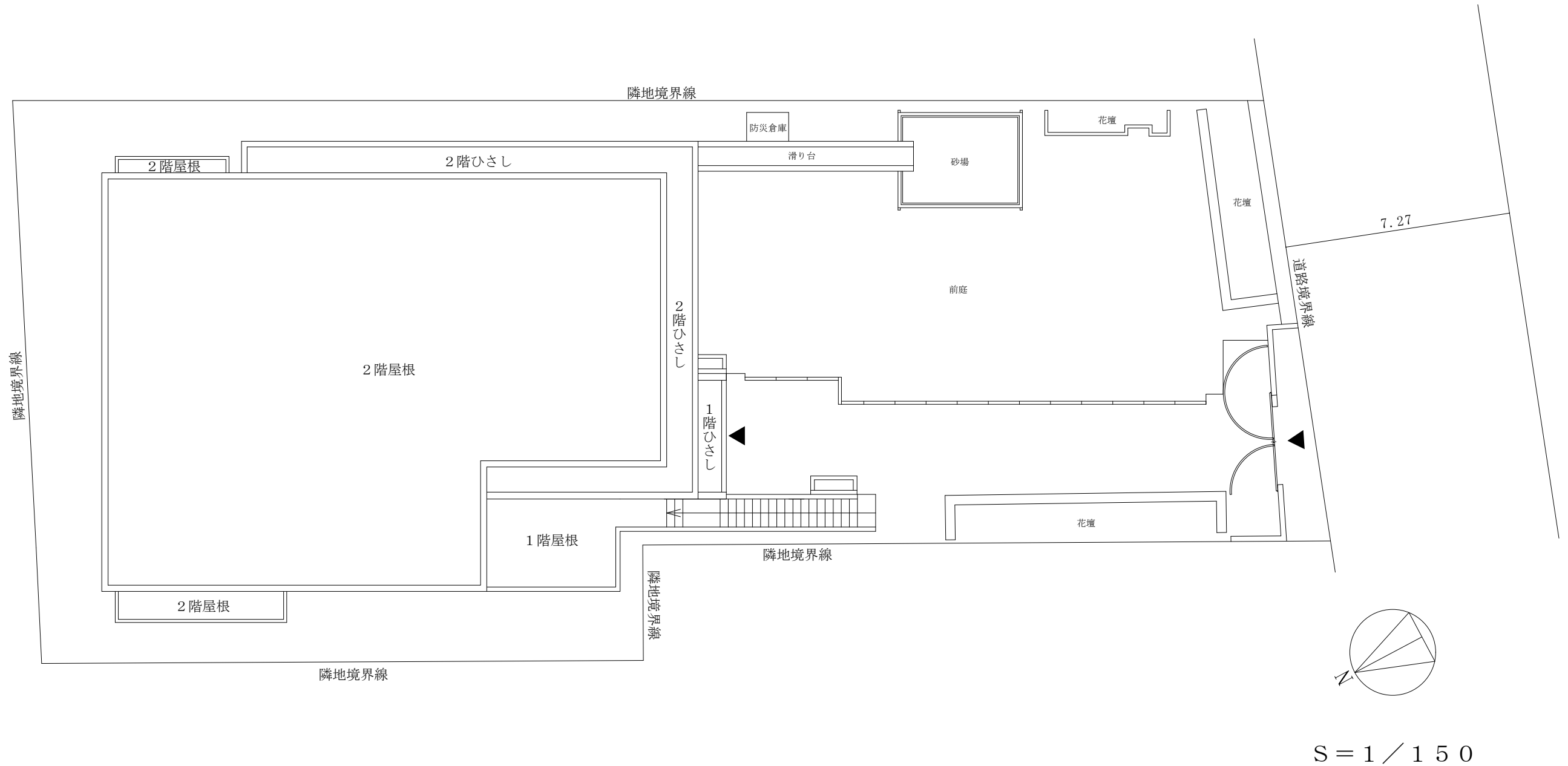
- 4 前項の規定による改正後の杉並区行政財産使用料条例別表第2(11) 杉並区立西荻南児童館の項に規定する遊戯室の使用の許可その他の施行日以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

案内図

杉並区立西荻南区民集会所



杉並区立西荻南区民集会所 配置図

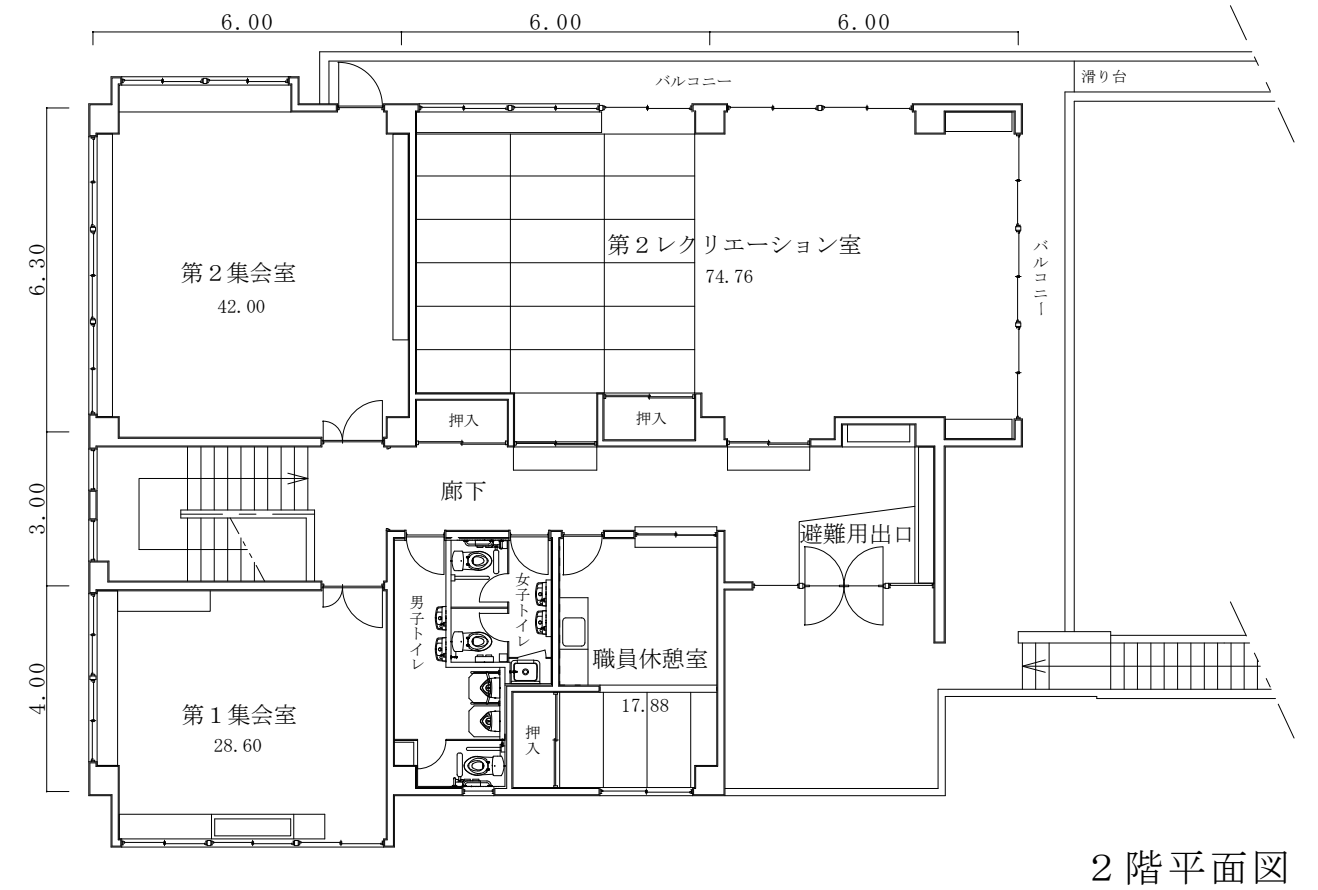
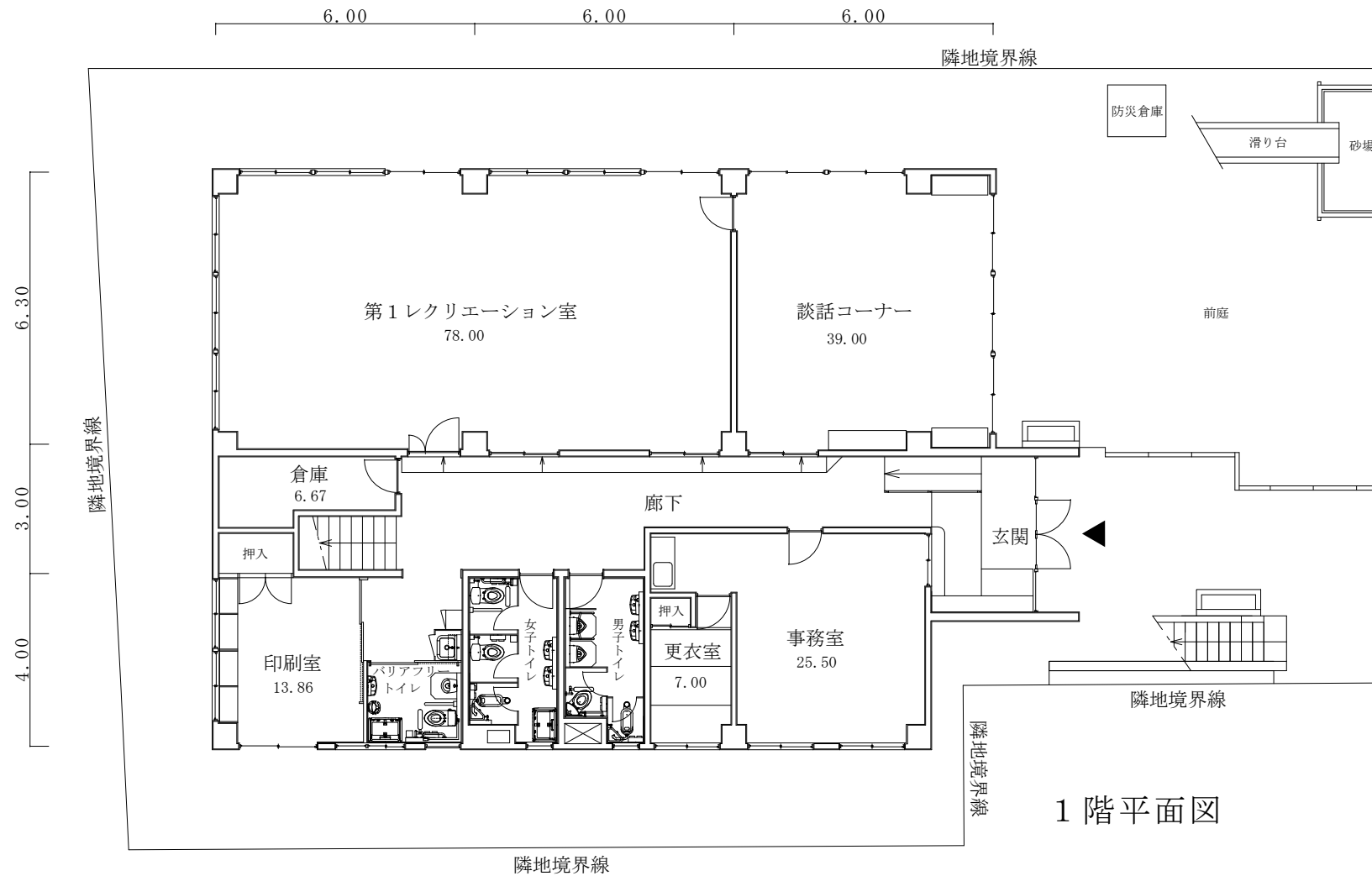


凡例

- 注1 ◀ は、主要出入口を示す。
- 注2 → は、階段の上がり方向を示す。
- 注3 寸法の単位は、mとする。

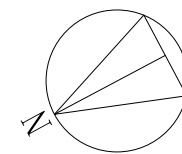
構 造	鉄筋コンクリート造 地上2階建て
敷地面積	661.95㎡
建築面積	238.90㎡
延床面積	461.88㎡

杉並区立西荻南区民集会所 平面図



凡例

- 注1 ◀ は、主要出入口を示す。
- 注2 → は、階段又はスロープの上がり方向を示す。
- 注3 ⊠ は、パイプスペースを示す。
- 注4 寸法の単位は、mとする。
- 注5 各室の数字は、面積 (m²) を示す。



S = 1 / 150